

長井市行財政改革推進プラン

～本市経済の再生と健全な市政運営の両立～

平成29年3月策定

長 井 市

目次

はじめに	1
第1章 行財政改革推進方針	2
1 行財政改革を行う背景	2
（1）行財政改革の必要性	2
① 本市の状況	2
② 国の動向	5
ア ニッポン一億総活躍プランの策定（平成28年6月）	5
イ 地方創生等の取組み	6
ウ 地方の行財政改革の推進	6
③ 本市の「地方創生」の取組み	7
（2）本市における行財政改革	8
2 行財政改革推進の基本方針	9
（1）課題・テーマ	9
（2）実施計画	9
（3）実施方針	10
第2章 行財政改革推進実施計画	12
1 効果的・効率的な市政への改革	12
（1）バランスがとれた財政運営と公共施設整備の推進	12
（2）組織・人事制度改革の進展	14
（3）情報力の強化	15
（4）業務改善の徹底	16
2 多様な主体の活躍と連携の推進	17
（1）民間活力の活性化と連携の推進	17
（2）国、県及び他市町との連携強化	18
3 未来につながる働く場づくり	20
（1）新規創業支援体制等の強化	20
（2）ワーク・ライフ・バランスの浸透・徹底	20
（3）女性が活躍できる職場環境の整備促進	22

はじめに

本市では、平成8年度から長きにわたった財政の健全化等によようやく目処がついたことから、市民と行政が総力をあげ、多くの市民の思いを反映した「第五次総合計画」を平成26年度からスタートさせました。また、活力ある日本社会の維持を目指し、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したことに合わせ、本市においても地方創生を実現すべく、平成27年9月に「長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

国においては、平成28年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂を行い、地方創生の更なる深化のため、経済効果を全国津々浦々まで浸透させ、活力にあふれた産業の形成や魅力のある職場を生み出すことなどによって、地方の「平均所得の向上」を目指します。また、平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、最大のチャレンジは「働き方改革」とし、多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しようとしています。

今後、本市も国の積極果敢なチャレンジに呼応し、地域の将来を見据え、知恵を絞り工夫を凝らしながら様々な施策を積極的に打ち出してまいります。しかし、「攻め」には堅実な「守り」も必要であることは言うまでもありません。すなわち、将来に向かって着実に前進していくためには、本市の地方創生等の取組みと行財政改革は欠かすことができない車の両輪であります。

以上から、これまで進めてまいりました財政の健全化等には一定の目処がついたところではありますが、引き続き財政の適正化及び業務効率化等による執行体制の適正化を進め、本市の地方創生等の取組みを確実に進めることができるよう、行財政改革を推進してまいります。

平成29年3月28日

長井市長 内谷 重治

第1章 行財政改革推進方針

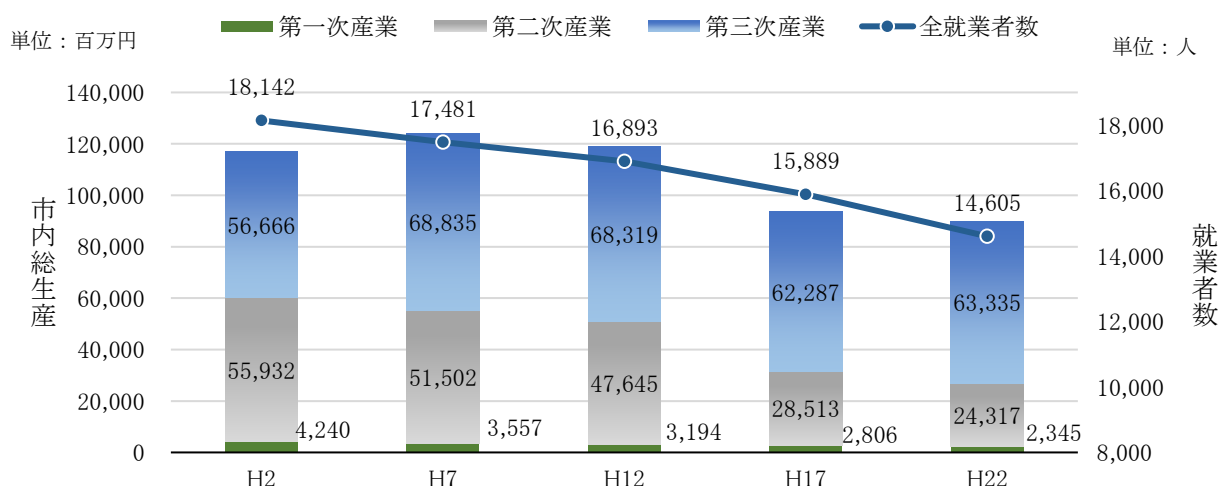
1 行財政改革を行う背景

(1) 行財政改革の必要性

① 本市の状況

本市の経済状況をみると、昭和17年に誘致した東芝長井工場（後のマルコン電子株）が契機となり、高度経済成長期に“東芝”の企業城下町として発展し、昭和40年代から50年代には繁栄の黄金期を迎えました。しかし、高度経済成長期の終焉とともに本市経済を支えてきた東芝系企業にも陰りが見え始め、平成10年前後にはマルコン電子株が清算され、日本ケミコン電子株に経営が引き継がれました。このことにより、“東芝”に関係が深い地元企業が倒産し多くの雇用が失われるなど、本市経済には大きな打撃となり、以降、第二次産業は衰退の一途を辿っています。

図表1 本市の産業別市内総生産(推計値)の推移



(注1)第三次産業に「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」を含む。

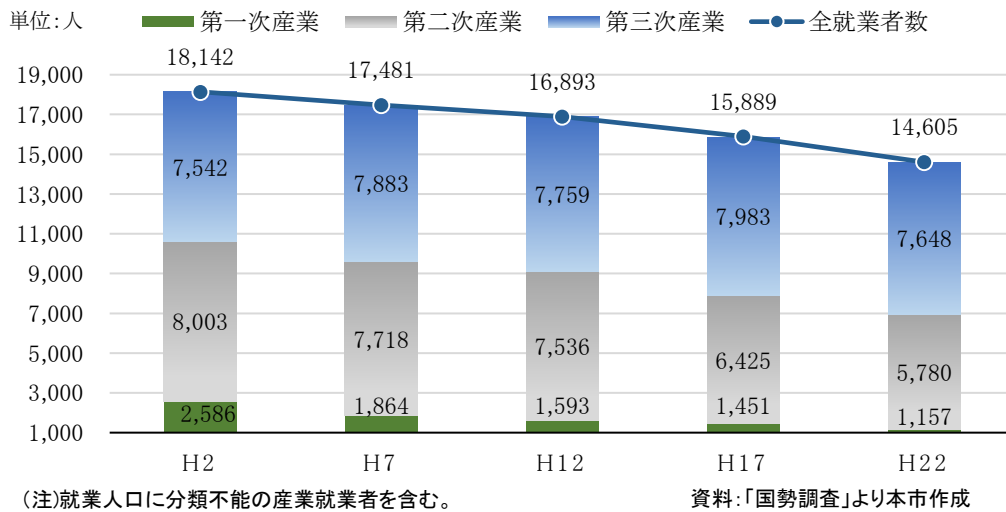
(注2)就業人口に分類不能の産業就業者を含む。

資料:「市町村民経済計算」、「国勢調査」より本市作成

市内総生産（推計値）は平成7年以降減少に転じ、第三次産業はおおむね横ばいですが、第一次及び第二次産業は大きく減少し、また、市内総生産の減少とともに全就業者数も減少するなど、本市経済の衰退が顕著となっています。（図表1参照）

実際に、本市の中心市街地では多くの店舗の閉店により街の賑わいが失われ、あやめ公園を訪れる観光客が最盛期に比べ約7割減少するなど、様々な場面で本市の活力低下が目立っています。

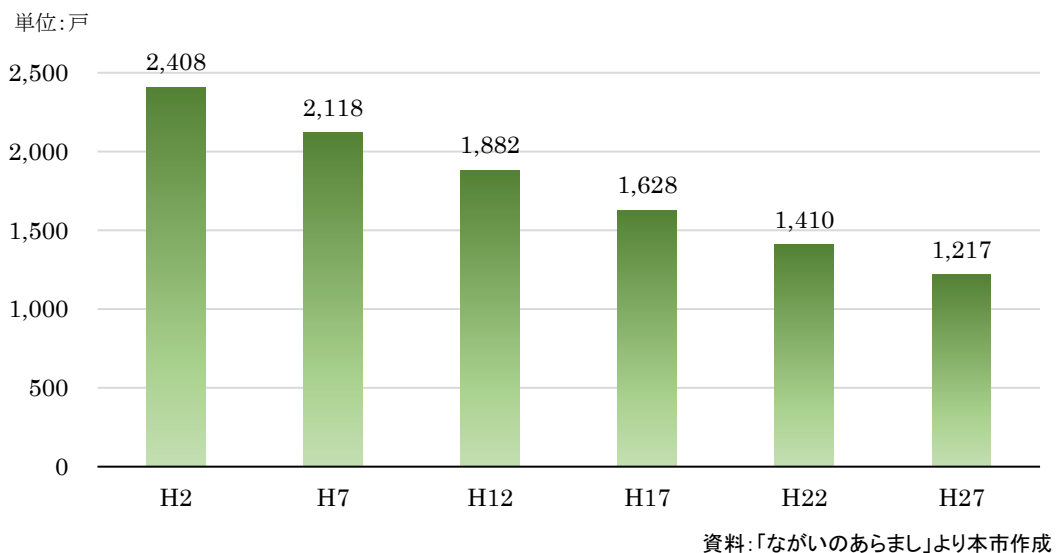
図表2 本市の産業別就業者数の推移



就業についてみると、第三次産業の就業者数はほぼ横ばいですが、第一次産業及び第二次産業の就業者数は減少し、全就業者数の減少が続いています。(図表2参照)

本市の活力を取り戻すためには、第三次産業の就業者数を維持、増加させるとともに、第一次産業及び第二次産業の就業者数を回復させることが重要な課題となっています。

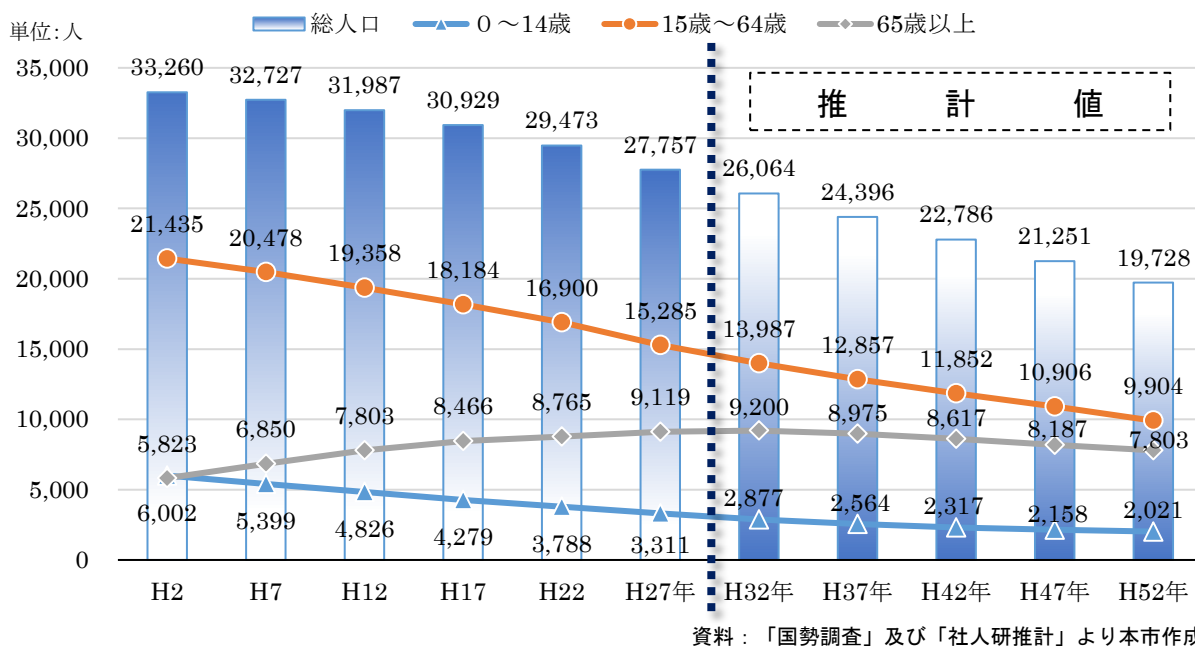
図表3 総農家数の推移



特に一次産業の多くを占める農業については、総農家数が大きく減少し(図表3参照)、後継者の確保が急務となっていることから、今後、生産性の向上と高付加価値化※を目指し、新規就農者が増加するような対策が必要となっています。

※付加価値:経済活動を通じて商品やサービスの生産が行われ、生み出された新たな価値。
 なお、「市内総生産」は、1年間の市内での経済活動により生み出された付加価値。

図表4 年齢3区分別人口の推移

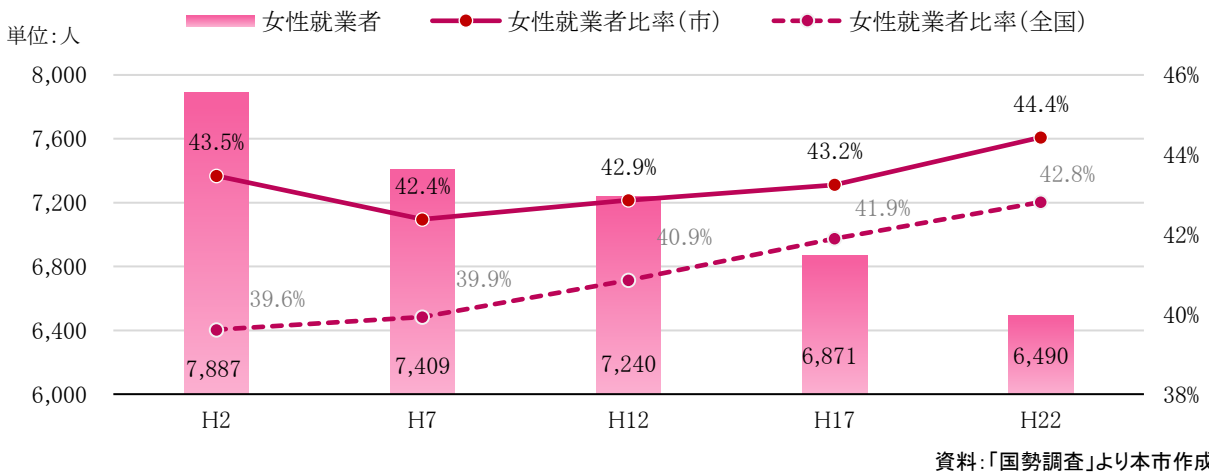


人口動向については、本市の人口は減少が続き、平成27年には2万8千人を下回りました。国立社会保障・人口問題研究所の推計値によれば、本市が特段の対策をしなければ本市の人口はさらに減少し、2040年（平成52年）には2万人を下回ります。0～14歳人口、15～64歳人口は2010年（平成22年）以降も減少を続けますが、65歳以上人口は2020年（平成32年）にピークを迎えた後、減少に転じると予測されています。（図表4参照）

人口減少はその過程において高齢化を必然的に伴い、高齢化によって総人口の減少を上回る「働き手」の減少が生じることから、総人口の減少以上に経済規模を縮小させ、それが更なる人口減少を招くという「縮小スパイラル」を引き起こすリスクがあります。すなわち、本市における人口の急減が労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、それが更なる人口流出を招くという悪循環により経済社会を急速に縮小させるなど、人口規模の縮小が様々な場面で地域社会の活力を失わせることは容易に予測できます。

このような人口減少問題に対し、本市では経済社会の縮小に歯止めをかけ、地域活力の維持・向上を図るため、人口の維持に最善を尽くす必要がありますが、生活の基礎となり住民をつなぎ留める「就業」の確保は、本市にとって最も重要な課題のひとつとなっています。

図表5 女性就業者数の推移



本市における「就業」については、女性の就業者比率が高いことが特徴となっています。女性就業者数は年々減少していますが、平成7年以降、全就業者に占める女性の割合は上昇に転じ、全国よりも高い比率で推移しています。(図表5参照)

このことから、本市の最も重要な課題のひとつである「就業」を確保するため、女性の就労を促進するとともに、能力が発揮でき、出産・子育てを応援するような就業環境の整備が望まれます。

② 国の動向

ア ニッポン一億総活躍プランの策定(平成28年6月)

国は、平成24年12月に発足した第2次安倍内閣によるアベノミクス(大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略)は大きな成果を生み出し、アベノミクスの第2ステージでは日本の成長の隘路である少子高齢化問題に真正面から立ち向かうとしています。

そして、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、広い意味の経済政策として子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするという思想のもと、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」に向けて挑戦するとしています。

この中で、最大のチャレンジは「働き方改革」であり、多様な働き方が可能となるよう社会の発想や制度を大きく転換しなければならないとし、「同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善」、「長時間労働の是正」、「高齢者の就労促進」に取り組みます。また、「女性の活躍」は一億総活躍の中核であり、ポテンシャルを秘めている女性が日本には数多くおり、一人ひとりの女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりを加速することが重要であるとしました。そのほか、子育て、若者、障害者、介護等に関連する対策や、戦後最大の名目GDP600兆円という目標を達成すべく様々な積極策を打ち出している中で、「地方創生」は一億総活躍社会を

実現する上で最も緊急度の高い取組みのひとつであるとしています。

このことから、本市の行財政改革では、国が力を注ぐ「働き方改革」、「女性の活躍」、「地方創生」等を考慮しながら、攻めと守りのバランスが取れた改革を推進することが望まれます。

イ 地方創生等の取組み

国では、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府が一体となって取組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう「地方創生」に取り組んでいます。この取組みでは「ひと」が中心であり、長期的には地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくることを目指しています。

経済の好循環が地方において実現しなければ、人口減少が地域経済を縮小させ、地域経済の縮小が人口減少を加速させる「負のスパイラル」（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高く、この「負のスパイラル」に歯止めをかけることが重要としています。そして、アベノミクスを全国津々浦々まで浸透させるためには、地域資源を活かした「しごと」をつくり、地方の「平均所得の向上」を実現することが重要であり、地方の「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務であるとしています。このように、国が推し進める地方創生においては、地域における「しごと」の創出から地方への移住・定住が促進され、地域が活力を取り戻し、人口の増加がまた新たな「しごと」を生む好循環が作り出されるとしています。

また、国は地域経済の好循環を確立する「ローカル・アベノミクス」により、地域経済の再生と財政健全化の両立に引き続き取り組むとしていることから、すでに経済が縮小しつつある本市にとっては、現状を維持することに加え、新たな「就業」を生み出すような経済再生策が国の方針に沿った重要な対策であり、本市の行財政改革においても、側面から支えていくことが望まれます。

ウ 地方の行財政改革の推進

人口減少・高齢化が進行し、地方財政も依然として厳しく、社会保障、子育て支援、教育、社会資本整備など多様化し増大する住民ニーズに的確に対応することが求められている中において、国はこれまで、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知）や「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」（平成 26 年 3 月 24 日総務省自治行政局地域情報政策室）等により、地方公共団体は事務・事業の民間委託、給与・旅費

等に関する事務の集中化・アウトソーシング、指定管理者制度の活用等に積極的に取り組むこととし、着実に推進してきました。

しかしながら、依然として厳しい地方財政の状況など地方公共団体における経営資源の制約が強まっている一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれ、このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効果的・効率的に提供するためには、より一層の取組みが必要としています。そして、これらの状況を踏まえれば、今後、地方公共団体においては、BPR※の手法等を徹底的に活用して業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託の積極的な活用等による更なる業務改革の推進が必要であり、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中することが肝要であるとしています。

このことから、国は「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）により、各地方公共団体に対して積極的な業務改革の推進に努めるよう助言を行い、地方が行財政改革により取り組むべき事項を示しました。これを受け、山形県においては、助言通知の内容に十分留意しつつ、地方創生に向けた県と市町村との連携・協働や情報発信力の強化を重点化するなど、行財政運営の全分野について不断の見直しを行うこととしています。

本市においても、助言通知や県の取組みを参考にしながら、国の動向や本市の状況を踏まえ、行財政改革に取り組んでいきます。

※BPR：(BusinessProcess Re-engineering) プロセスに問題があると考え、プロセスそのものを抜本的に再構築すること。

③ 本市の「地方創生」の取組み

本市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年9月に長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「本市総合戦略」という。）を策定し、人口減少の抑制、地域経済の活性化、活発な地域づくりなどのため、平成27年度から31年度の5年間で「地方創生」に具体的に取り組んでいくこととしています。

これによれば、長井市の地方創生は、①人口減少社会への対応、②働く場の確保と子育て支援、③移住・交流の受入体制づくり、④全国的な知名度不足の解消の4つとし、本市の魅力を高め、ひとの循環・交流を強くすることを目指し、下記の4つの目標に向かって、具体的な施策を展開していくこととしています。

【長井市の地方創生における4つの目標】

- (1) 若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる
- (2) 本市への新しいひとの流れをつくる
- (3) 本市における安定した雇用を創出する
- (4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る

これに関して、「まち」・「ひと」・「しごと」の創生に同時かつ一体的に取り組むことが必要ですが、前述のとおり、国においては、地域における「しごと」の創出から地方への移住・定住が促進され、地域が活力を取り戻し、人口の増加がまた新たな「しごと」を生む好循環が作り出されるとしているように、本市における地方創生を成功させるための最も重要なポイントは、「しごと」であると考えられることから、本市総合戦略においても「安定した雇用を創出する」ため、働く場を確保する産業振興策、起業環境の整備、市内企業の就業環境の整備等により「就業」を確保し、好循環を作り出すことが期待されます。

また、総合戦略の具体化に向け、総合戦略を先導する10のリーディングプロジェクト等により、新たな取り組みや新規投資等に積極果敢に挑戦していくことから、今後、財政バランスを維持しながら、効果的・効率的に事業を推進する体制の整備等が不可欠となっています。

【10のリーディングプロジェクト】

①特色ある長井の教育の展開	⑥インキュベーション体制整備による創業支援
②子育てワンストップサポート体制の整備	⑦新規就農支援体制の整備
③移住定住関連施策のパッケージ化	⑧中心市街地活性化事業の実施
④生涯活躍のまち・ながい (長井版 CCRC) の形成	⑨小さな拠点の形成
⑤観光地域づくりプラットフォーム (日本版 DMO) の構築	⑩地域循環創エネルギー事業の実施

(2) 本市における行財政改革

本市では、厳しい財政状況を改善するため、平成8年度に大綱を定めて行財政改革を進め、平成12年度からの財政再建5ヵ年計画においては、職員や特別職の給与をカットしました。平成18年度には、長井市自立計画及び長井市行財政改革集中改革プラン2006(計画期間:平成18年度~22年度)を策定し、定員管理や給与の適正化、事務事業の見直し、民間委託推進等の行財政改革に取り組み、財政健全化、歳入の確保及び歳出抑制を図りました。そして、引き続き行財政改革に取り組むため、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とする行財政改革推進方針を策定し、これまで主眼とされた量的な改革から質の重視を目指し、財政健全化、市民の積極的な市政参画、指定管理者制度の導入、情報システムの機能向上、職員研修の充実などを進めてきました。これらの改革の結果、平成17年度には27.7%であった実質公債費比率が27年度には11.8%まで低下し、また平成18年度に約560万円であった財政調整基金が27年度には約10億230万円まで積み増しされるなど財政状況は改善し、また平成10年度に430名であった職員数については、28年度には287名まで削減しています。

このように、平成8年度から進めてきた財政健全化を中心とする行財政改革は一定

の成果を取めたことから、今後は本市の状況や国の動向を見極め、さらなる効果的・効率的な行財政運営を目指し、「質」の改革に引き続き取り組む必要があります。

2 行財政改革推進の基本方針

(1) 課題・テーマ

① 地域経済の再生

国においては、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる「負のスパイラル」に歯止めをかけるため、地域経済の好循環を確立する取組みを実行し、地域経済の再生と財政健全化の両立にも引き続き取り組むとしています。また、本市においても、平成 27 年 9 月に長井市総合戦略を策定し、地域経済の活性化、活発な地域づくり等を目指すなど、「地域経済の再生」は重要な課題・テーマとなっています。

② 健全な市政運営

本市においては、総合戦略の具体化に向け、リーディングプロジェクト等により新たな取組みや新規投資等に積極果敢に挑戦していくことから、効果的・効率的に事業を推進する体制づくりや財政バランスの確保等が必要不可欠となっており、「健全な市政運営」は本市における重要な課題・テーマとなっています。

以上①及び②に基づき、本市における行財政改革推進の課題・テーマを

「本市経済の再生と健全な市政運営の両立」とします。

(2) 実施計画

行財政改革の目的は「行政の効率化」であるといえます。主にコスト・人員削減なのイメージが強いですが、今回策定する行財政改革推進プランにおいては、国の動向や本市の状況を踏まえ整理した課題・テーマ「本市経済の再生と健全な市政運営の両立」に有効な対策を絞り込み、改革の効果を高めます。そのうえで、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成 27 年 8 月 28 日付け総務大臣通知）を参考に、行政サービスを効果的・効率的に提供するため、運営体制等の適正化、改善及び強化を図っていきます。

実施計画は 3 部構成とし、具体的な内容は次表のとおりとします。

【実施計画の構成】

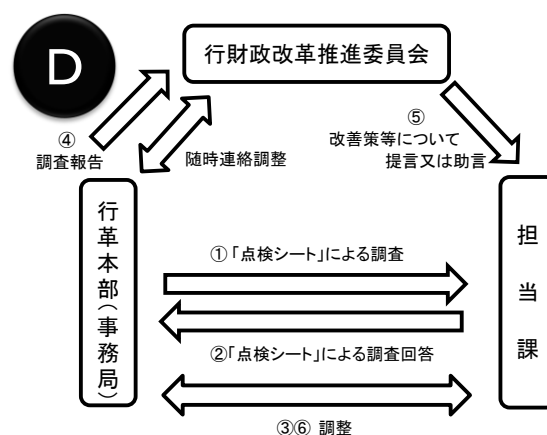
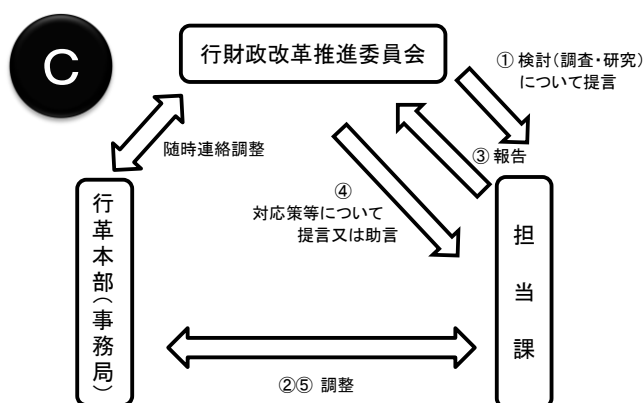
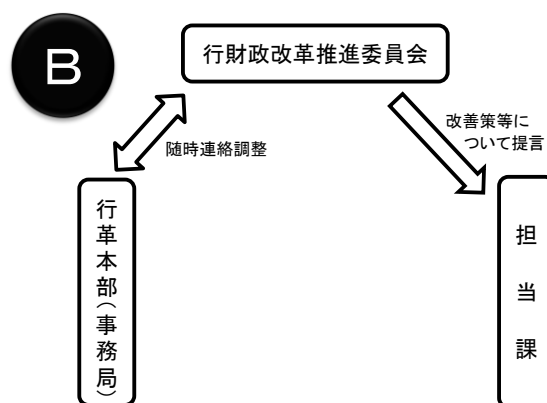
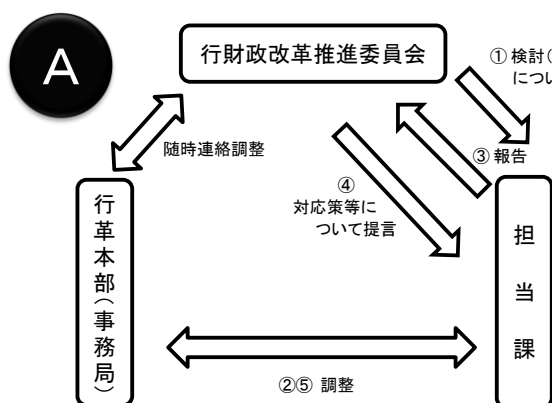
項目	内容
1 効果的・効率的な 市政への改革	本市が行政目的を達成するためには、保有するヒト・モノ・カネ・情報といった資源の有効活用を追求し続ける必要があります。そのため、財政運営、組織・人事、公共施設整備、情報発信といった観点から改革を行い、業務改善を徹底することにより、健全な市政運営を図ります。
2 多様な主体の活躍 と連携の推進	本市の活力維持・発展には、市政の改革だけでなく、地域産業、街の活性化や多様な主体、他の行政機関との連携が欠かせません。そのため、影響が大きく好機にある事業等の運営、実施体制等を強化するとともに、民間団体や他の行政機関等と連携、協力しながら、新たな可能性を探り、現状の打開を図ります。
3 未来につながる 働く場づくり	新規創業支援体制等を強化し、働く場の創出を図ります。また、家庭や地域活動等が充実している人は、意欲的・効率的に仕事をこなし、地域活動の活発化は本市の魅力・集客力を向上させ、さらに有能な女性の労働力を確保した企業等は業績の向上が期待されることから、就業基盤を整えることにより将来につなげ、地域及び経済の活性化を図ります。

(3) 実施方針

- ① 実施計画（計画期間：平成29年度から32年度までの4年間）を策定します。
- ② 各事業は、定量的な成果指標に限定されず定性的な目標も設定できるものとし、計画→実施→評価のサイクルにより速やかに実施します。
- ③ 行財政改革は、庁内の「長井市行財政改革推進本部（以下「行革本部」という。）を中心に、有識者による「長井市行財政改革推進委員会」の評価と提言等を得ながら、全庁的に取り組みます。
- ④ 実施計画期間の各年度において、評価を行い、状況等を考慮して実施計画を更新します。なお、評価結果及び更新した実施計画は公表します。
- ⑤ 実施する事業はタイプ別に4種類に分類し、長井市行財政改革推進委員会等の役割は次表のとおりとします。

【事業タイプ分類表】

事業タイプ	新規性	長井市行財政改革推進委員会の役割（評価を除く）
庁内事務	A 大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討（調査・研究等含む）に関して担当課に提言 →担当課は検討結果を委員会に報告 ・ 対応策等について担当課に提言 <p>※行革本部（事務局）は担当課の検討内容について調整する場合がある。</p>
	B 小	<p>改善策等について担当課に提言</p> <p>※主要な事業計画等は、担当課が進捗状況及び停滞理由等を委員会に報告。</p>
産業、まちの 活性化策等	C 大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討（調査・研究等含む）に関して担当課に提言 →担当課は検討結果を委員会に報告 ・ 対応策等について担当課に提言又は助言 <p>※行革本部（事務局）は担当課の検討内容について調整する場合がある。</p>
	D 小	<p>→事務局は担当課に対して「点検シート」により実施体制等を調査し、問題点・課題を把握のうえ委員会に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改善策等について担当課に提言又は助言 <p>※行革本部（事務局）は担当課による改善策等について調整する場合がある。 ※主要な事業計画は、担当課が進捗状況及び停滞理由等を委員会に報告。</p>



第2章 行財政改革推進実施計画

(計画期間：平成29年度～平成32年度)

1 効果的・効率的な市政への改革

市が保有するヒト・モノ・カネ・情報といった資源を有効活用し、効果的・効率的に事業を実施するため、市役所内部に焦点を当て、財政バランスの維持、執行体制の適正化・改善、業務改善の徹底により健全な市政運営を図ります。

(1) バランスがとれた財政運営と公共施設整備の推進

老朽化に伴う施設の整備等による投資額の増大が予想されるため、財政バランスを維持しながら着実に事業を推進します。

① 財政運営

ア 普通会計における市債残高の適正管理 (担当課：財政課 事業タイプ：B)

公共施設整備等に係る市債の適正な発行に努め、健全財政を維持します。

(目標指標)

・実質公債費比率 11.8% (平成27年度) → 11.6% (平成29年度)

※実質公債費比率：地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

イ 公共施設整備基金の適正管理 (担当課：財政課 事業タイプ：B)

公共施設整備の財源に充当できるよう、公共施設整備基金を計画的に積み立て、整備の際に活用します。

ウ 財政見通しの公表 (担当課：財政課 事業タイプ：B)

毎年度、公共施設整備等に関する現況を踏まえ、「長井市財政の中期展望」を策定し、公表します。

エ 市単独補助金の適正化 (担当課：財政課 事業タイプ：B)

市民及び団体に交付する市単独補助金について、適正かつ効果的・効率的に執行されるよう努めるとともに、総額の拡大を抑制します。

オ 歳入の確保

ふるさと納税の強化、県内 13 市のうち最も高い市税収納率を維持する等により、自主財源を確保します。

(ア) ふるさと納税の拡大 (担当課：地域づくり推進課 事業タイプ：B)

お礼品の拡充、PRの強化等により、ふるさと納税の拡大を図ります。

(目標指標)

・ふるさと納税額 約3億5千万円(平成27年度) → 6億円(平成29年度)

(イ) 市税収納率の維持 (担当課：税務課 事業タイプ：B)

納税相談、債権差押の実施及びコンビニ収納の推進等により収納率を維持します。

(目標指標)

・市税収納率 97.65%(平成27年度) → 97.65%(平成29年度)

カ 特別会計の適正管理

下記の特別会計について、決算状況及び歳入、歳出における主な科目の増減要因を確認します。また、(イ)の長井市公共下水道事業特別会計、(エ)長井市農業集落排水事業特別会計及び(キ)長井市浄化槽事業特別会計については、平成32年度に公営企業会計方式の導入を予定していることから、進捗状況等を確認します。

(ア) 長井市国民健康保険特別会計 (担当課：市民課 事業タイプ：B)

(イ) 長井市公共下水道事業特別会計 (担当課：上下水道課 事業タイプ：B)

(ウ) 長井市山形鉄道運営助成事業特別会計 (担当課：地域づくり推進課 事業タイプ：B)

(エ) 長井市農業集落排水事業特別会計 (担当課：上下水道課 事業タイプ：B)

(オ) 長井市訪問看護事業特別会計 (担当課：健康課 事業タイプ：B)

(カ) 長井市介護保険特別会計 (担当課：福祉あんしん課 事業タイプ：B)

(キ) 長井市浄化槽事業特別会計 (担当課：上下水道課 事業タイプ：B)

(ク) 長井市後期高齢者医療特別会計 (担当課：市民課 事業タイプ：B)

(ケ) 長井市宅地開発事業特別会計 (担当課：建設課 事業タイプ：B)

(コ) 長井市水道事業会計 (担当課：上下水道課 事業タイプ：B)

② 公共施設整備

- ・公共施設整備計画の検証 (担当課：公共施設整備課 事業タイプ：B)

公共施設整備計画に照らし、財政負担に考慮しながら適切に事業が進められているか確認します。

(2) 組織・人事制度改革の進展

効果的・効率的に業務を執行できるようにするため、市役所の組織体制を適正化するとともに、職員の能力向上に取り組みます。

① 組織機構

ア 新たな行政課題等に対応できる組織づくり

(ア) 行政課題等の整理 (担当課：総務課 事業タイプ：B)

庁議や参事会等において協議を行い、組織改革が必要な行政課題等を整理します。

(イ) 組織改革等の適正化及び迅速化 (担当課：総務課 事業タイプ：B)

上記(ア)で整理された課題を基に、庁議や参事会等において必要な組織、人事改革について協議を行い、課等の統廃合、兼任職の新設、専門的な知識・技能を有する職員の採用等を的確かつ迅速に行います。

(ウ) プロジェクトチームの設置及び運営 (担当課：総務課 事業タイプ：B)

各課を横断する特定事業を実施するため、プロジェクトチームを設置するとともに、運営に関して助言及び指導を強化し、課題を解決します。

イ 職員定数の適正化

(ア) 職員定数適正化計画の遵守 (担当課：総務課 事業タイプ：B)

職員定数適正化計画（平成23年度～平成32年度）に沿って、職員数の管理を徹底します。

(職員定数適正化計画による職員数)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
職員定数	290人	290人	288人	287人

(イ) 全職員の管理計画の策定・遵守 (担当課：総務課 事業タイプ：B)

全職員（再任用職員を含む）の定数及び人件費に関する管理計画を新たに策定し、遵守します。

② 人事制度

ア 計画的な職員研修

(ア) 充実した研修の継続 (担当課：総務課 事業タイプ：B)

実務的研修等の内部研修及び市町村アカデミー研修、東北自治研修、県の研修等外部研修の機会を継続、確保し、職員の能力向上を図ります。

(イ) 新たな内部研修の実施 (担当課：総務課 事業タイプ：B)

職制別研修について、県の研修に加え、市でも独自に行います。また、外部研修受講職員を講師に活用した内部研修を実施し、知識・技能等を庁内に広めます。

イ 意欲を高める目標管理制度

(ア) 管理職による指導等の充実 (担当課：総務課 事業タイプ：B)

管理職の部下職員に対する面談等により、目標の設定、修正及び達成のための指導、助言の充実を図ります。

(イ) 評価結果の活用 (担当課：総務課 事業タイプ：B)

上記(ア)の面談において、職員の異動希望先を十分に聞き取り、評価結果と関連付けながら、職員の意欲を引き出すような配置に努めます。

(3) 情報力の強化

情報の取り扱いについては、有効性だけでなく危険性も年々高まっているため、情報の公開、発信及び保護体制を強化します。

① 情報公開

・ 情報公開の適正化 (担当課：総合政策課 事業タイプ：B)

長井市まちづくり基本条例の規定に基づき、審議会等の公開を適正に行います。

— 長井市まちづくり基本条例一部抜粋 —

(情報の公開の推進)

第10条 市は、市民とまちづくりに関する情報の共有を図るため、公文書の開示を適正に行うとともに、政策の形成過程にあるものを含めたまちづくりに関する情報の積極的な提供に努めなければならない。

② 戦略的PR情報

- ・ 情報発信体制の調整 (担当課：総合政策課 事業タイプ：B)

市から発信される観光、移住・定住、住民生活及び行政等に関する情報の収集・分析により、市全体のPR効果を最大限に高めるよう、庁議、参事会等において発信体制を調整します。

③ 情報セキュリティ

- ・ 情報セキュリティ対策の強化 (担当課：地域づくり推進課 事業タイプ：B)

情報セキュリティについて理解を深めるとともに、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報漏えい対策を確実に行います。

(目標指標)

- ・ 情報セキュリティ監査の実施回数 1回 (平成29年度)

(4) 業務改善の徹底

効果的・効率的な市政運営に資するため、必要に応じ、全分野にわたり業務を改善します。

- ・ 行政評価

業務改善の推進 (担当課：総合政策課 事業タイプ：B)

長井市第5次総合計画の進行管理として、行政評価を的確に実施し、改善すべきと評価された主要事業について改善を徹底します。

(目標指標)

- ・ 前年度2次評価における主要事業の「改善実施」事業をおおむね改善した割合
100% (平成29年度)

2 多様な主体の活躍と連携の推進

地域の産業やまちの活性化のため、影響が大きく好機にある事業等の強化を図るとともに、新たな可能性を探り、さらなる効果的・効率的な市政運営に資するため、民間団体や他の行政機関等との連携強化を図ります。

(1) 民間活力の活性化と連携の推進

地域の産業やまちの活性化が期待できる施策の実施体制及び事業を行う団体、施設の運営体制等の強化とともに、市民、大学及びNPO等との連携強化を図ります。

① 一般財団法人（市出捐団体）

- ・ 運営体制等の点検・改善

下記団体（先導的な地域商社機能を有する施設等含む）について、別紙様式（別紙1又は2）により運営体制等の点検を行い、問題点や課題を把握のうえ、必要に応じて改善します。

※地域商社機能：地域に密着して、地域資源の発掘、地域資源の活用法検討、市場調査、商品開発、販路開拓（商談・ビジネスマッチング）、販売促進活動、販売、メーカーへの販売情報の提供など、地域の生産者の活動を全面的にサポートするとともに、全国（海外）へ積極的に地域の商品（特産品等）を売り込んでいくこと。

(ア) (一財) 置賜地域地場産業振興センター

- ・ 法人全般（担当課：商工観光課 事業タイプ：D）
- ・ やまがた長井観光局（担当課：商工観光課 事業タイプ：D）
- ・ インキュベーション施設（担当課：産業活力推進課 事業タイプ：D）
- ・ 長井市観光交流センター「川のみなと長井」（担当課：商工観光課 事業タイプ：D）

(イ) (一財) 文教の杜ながい（担当課：文化生涯学習課 事業タイプ：D）

② 市民、大学、NPO等

- ・ 連携推進策の点検・改善

下記の各施策の具体策について、別紙様式（別紙3）により実施体制等の点検を行い、問題点や課題を把握のうえ、必要に応じて改善します。

(ア) 市民との連携推進策（担当課：地域づくり推進課 事業タイプ：D）

(イ) 大学との連携推進策（担当課：地域づくり推進課 事業タイプ：D）

(ウ) NPO等との連携推進策（担当課：地域づくり推進課 事業タイプ：D）

③ 中心市街地

- ・ 長井市中心市街地活性化基本計画の検証（担当課：商工観光課 事業タイプ：D）

長井市中心市街地活性化基本計画に沿って適切に事業が進められているか確認します。

④ PPP／PFI

- ・ 導入の検討（担当課：公共施設整備課 事業タイプ：A）

公共施設整備計画に基づき、公共施設の新設、改築及び大規模改修等を行う場合、原則として、PPP／PFI※などの活用について検討します。

検討状況及び結果については報告書を作成します。

※PPP：公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図る手法。

PFI：PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

⑤ 民間委託、指定管理者制度

- ア 民間委託評価制度の検討（担当課：総務課及び財政課 事業タイプ：A）

既に民間委託を行っている事業に関する適正度や有効性等と、今後委託を推進すべき事業に関する評価制度の導入を検討します。

- イ 指定管理者評価制度の適切な運用（担当課：総務課及び財政課 事業タイプ：B）

指定管理期間の最終年度等に、外部有識者が指定管理者による施設の管理状況を的確にチェックできる制度を導入し、適正な評価を行います。

(2) 国、県及び他市町との連携強化

財政負担の軽減を図りながら事業効果を高めるため、他の行政機関との連携を積極的に進めます。

① 国、県

- ア 国及び県に対する要望活動の強化

毎年度、国及び県に対して行う重要事業要望について、主要事業等の成果と今後の方針を整理するとともに、国、県の直轄及び補助事業等の拡充を図ります。

要望活動の成果及び今後の方針について報告書を作成します。

- (ア) 道路、河川関連 (国・県) (担当課：建設課 事業タイプ：B)
 - ・ 新潟山形南部連絡道路 (長井～南陽間) <梨郷道路>の事業推進 (国・県)
 - ・ 「かわまちづくり」支援制度による事業推進 (国) 等
- (イ) 地域公共交通関連 (国・県) (担当課：地域づくり推進課 事業タイプ：B)
 - ・ 山形鉄道株式会社の経営改善に係る財政支援の継続と拡充 (国・県) 等
- (ウ) 農林関連 (担当課：農林課 事業タイプ：B)
 - ・ 県営農地整備事業 (経営体育成型 (成田地区・草岡地区)の推進 (県) 等
- (エ) 商工労働観光関連 (担当課：商工観光課 事業タイプ：B)
 - ・ 中心市街地活性化基本計画の事業推進 (県)
 - ・ 新産業団地の整備及び企業誘致の支援 (県)
 - ・ 山形工科短期大学の支援 (県) 等
- (オ) 環境関連 (担当課：地域づくり推進課及び市民課 事業タイプ：B)
 - ・ 再生可能エネルギーの導入支援 (県)
 - ・ 野川まなび館の弾力的運用に関する支援 (国) 等

イ 地方創生等による事業の推進 (担当課：総合政策課 事業タイプ：B)

財政負担を極力抑えながら、本市の活性化に有効な事業を行うため、地方創生等による支援制度を活用した事業の拡充を図り、県との連携事業についても積極的に推進します。

② 他市町

ア 近隣市町との連携 (地域づくり推進課、商工観光課 事業タイプ：B)

近隣市町と連携することにより、観光産業等における新規事業を検討・実施します。

イ 姉妹都市等との連携 (担当課：地域づくり推進課及び商工観光課 事業タイプ：B)

姉妹都市である茨城県結城市に加え、フラワー都市及びあやめサミット加盟都市等とのネットワークを活かし、観光産業等における新規事業を検討・実施します。

3 未来につながる働く場づくり

本市の将来を見据え、新規創業支援体制等の強化により働く場の創出を図るとともに、市全体にワーク・ライフ・バランスを浸透させ、また女性がより一層活躍できるよう職場環境の改善を推進します。

(1) 新規創業支援体制等の強化

新規創業、企業の進出、新規就農及び6次産業化を促進するため、支援制度等の強化を図ります。

- ・ 資金・機会創出・技術支援
- ・ 制度等の点検・改善

下記の各制度等について、別紙様式（別紙3）により実施体制等の点検を行い、問題点や課題を把握のうえ、必要に応じて改善します。

- (ア) 新規創業支援制度（担当課：商工観光課及び産業活力推進課 事業タイプ：D）
- (イ) 企業の新規立地推進策（担当課：商工観光課及び産業活力推進課 事業タイプ：D）
- (ウ) 新規就農支援制度（担当課：農林課及び産業活力推進課 事業タイプ：D）
- (エ) 第6次産業化支援制度（担当課：農林課及び産業活力推進課 事業タイプ：D）

(2) ワーク・ライフ・バランスの浸透・徹底

市内全体で働き方を改革するため、まずは市役所内にワーク・ライフ・バランスを浸透させます。市内企業等に対しては、理解を深め、導入可能性及び効果を探りながら推進します。

① 市役所内

ア 時間外勤務の削減、休暇及び休業制度の利用促進

- (ア) 「ノー残業デー」及び業務改善の徹底（担当課：総務課 事業タイプ：B）

残業の事前申請と安全衛生委員の職場巡回により「ノー残業デー」を徹底します。また管理職の面談等により業務改善に関する指導を充実させ、時間外勤務を削減します。

（目標指標）

- ・ 常勤職員の平均超過勤務時間（1月～12月）

10.73時間（平成27年度） → 9.73時間（平成29年度）

(イ) 休暇の取得促進 (担当課：総務課 事業タイプ：B)

制度の周知徹底、課ごとの取得計画の策定、管理職による指導等により、年次有給休暇等の取得を促進します。

(目標指標)

・年次有給休暇の平均取得日数 9.3日(平成27年度) → 11日(平成29年度)

(ウ) 休業制度の利用促進 (担当課：総務課 事業タイプ：B)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性の活躍推進法」という。)に基づく「長井市特定事業主行動計画」により、育児及び介護休業制度の利用を促進します。

(目標指標)

・女性の育児休業利用率 100%(平成27年度) → 100%(平成29年度)

・男性の育児休業利用者数 0人(平成27年度) → 1人以上(平成29年度)

(エ) フレックスタイム制の検討 (担当課：総務課 事業タイプ：A)

フレックスタイム制の導入に向け、職員の勤務意欲が向上し、時間外勤務時間が削減されるよう十分に検討を行い、導入の可否について判断します。

イ メンタルヘルスの確保 (担当課：総務課 事業タイプ：B)

全職員を対象にストレスチェックを実施するとともに、高ストレス者に対しては、管理職による相談等のフォローを徹底します。

ウ ハラスメントの防止 (担当課：総務課 事業タイプ：B)

各種ハラスメントに対する相談体制を整備するとともに、制度の周知徹底や研修に組み込む等により、発生の防止に努めます。

(目標指標)

・ハラスメントの相談件数 0件(平成27年度) → 0件(平成29年度)

② 市内企業等

ア 制度等の理解促進 (担当課：地域づくり推進課及び商工観光課 事業タイプ：C)

企業等におけるワーク・ライフ・バランスの導入事例等について調査、研究を行い、市内企業等で導入可能な制度、導入方法、導入効果等を整理します。結果については、市内企業等に周知し、導入につなげます。

イ 推進体制の点検・改善（担当課：地域づくり推進課及び商工観光課 事業タイプ：D）

ワーク・ライフ・バランスを推進する具体策について、別紙様式（別紙3）により実施体制等の点検を行い、問題点や課題を把握のうえ、必要に応じて改善します。

（3）女性が活躍できる職場環境の整備促進

女性が働きやすく、能力を活かせる職場づくりのため、市役所内の環境を整備します。市内企業等に対しては、理解を深め、効果等を探りながら推進します。

① 市役所内

ア 女性の活躍推進法に基づく「長井市特定事業主行動計画」の検証

（担当課：総務課 事業タイプ：B）

長井市特定事業主行動計画に沿って適正に取組みが行われているか確認します。

イ 女性職員の積極的登用（担当課：総務課 事業タイプ：B）

男女の性差による登用に違いが生じないように、客観的な能力に基づく登用を徹底し、女性職員を積極的に係長級以上に登用します。

（目標指標）

・女性職員の係長級以上登用率 43.3%（平成28年度）→ 45%（平成29年度）

※女性職員の係長級以上登用率：

係長級以上の女性職員数／女性職員数（再任用短時間勤務職員、定時補助職員、人事交流職員等を除く。）

（参考）男性職員の係長級以上登用率 58.5%（平成28年度）

ウ 審議会等における女性委員の積極的登用（担当課：地域づくり推進課 事業タイプ：B）

女性の意見を積極的に市政に取り入れるため、審議会等に女性委員を積極的に登用し、女性委員の割合を増加させます。

（目標指標）

・審議会等における女性委員登用率 30.9%（平成27年度）→ 33.3%（平成30年度）

② 市内企業等

ア 制度等の理解促進（担当課：地域づくり推進課及び商工観光課 事業タイプ：C）

市内企業等における女性に配慮した職場環境や労務制度改革等について、事例の調査、研究等を行い、導入可能な制度、導入方法、導入効果等について整理します。結果については、市内企業等に周知し、導入につなげます。

イ 推進体制の点検・改善（担当課：地域づくり推進課及び商工観光課 事業タイプ：D）

女性が活躍できる職場環境の整備を促進する具体策について、別紙様式（別紙3）により実施体制等の点検を行い、問題点や課題を把握のうえ、必要に応じて改善します。

長井市行財政改革推進プラン

平成 29 年 3 月策定

長井市行財政改革推進委員会
事務局（総合政策課）

〒993-8601 山形県長井市ままの上 5-1
TEL 0238-87-0714 / FAX 0238-83-1070
MAIL project@city.nagai.yamagata.jp